

吾妻山火山に伴う 防災情報 (第 2 報) 終報

福島河川国道事務所では、平成26年12月12日15時00分、気象庁(仙台管区气象台)からの吾妻山噴火警報(噴火レベル2、火口周辺規制)の発表を受け、「火山災害:注意体制」を設置していましたが、平成28年10月18日15時00分、気象庁(仙台管区气象台)からの吾妻山噴火警報(噴火警戒レベル1、活火山であることに留意)の発表を受け、「火山災害:注意体制」を解除します。

1. 事務所体制 (火山災害)

吾妻山:	平成26年12月12日	15時00分	注意体制
吾妻山:	平成28年10月18日	15時00分	解除

(参考)

区分	内容
注意体制	気象庁等から管内の火山に関する警報(噴火警戒レベル2)が発表された場合
警戒体制	気象庁等から管内の火山に関する警報(噴火警戒レベル3)が発表された場合
	火山活動が活発化し直轄管理施設等に重大な被害が生じる恐れがある場合
非常体制	気象庁等から管内の火山に関する警報(噴火警戒レベル4以上)が発表された場合
	火山活動により重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合

「噴火警戒レベル」の詳細については、気象庁のホームページを参照して下さい。

気象庁ホームページトップ ⇒ 知識・解説 ⇒ 火山 ⇒ 噴火警戒レベルの説明

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

《事務所管内の情報は、右記のURLからご覧下さい》

<http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>

< 記者発表会 : 福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ >



お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

TEL 024-546-4331 (代)

副 所 長 (河 川)

きとう かつみ
佐藤 勝美

内線(204)